

## 鳥取県告示第 511 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 7 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### (3) 土砂災害警戒区域の名称

へソ垣川（Ⅰ-2-6-4-1）、田の尻川（Ⅰ-2-6-4-2）、栗谷川（Ⅰ-2-6-4-3）、家の奥谷川（Ⅰ-2-6-4-4）、神子川（Ⅰ-2-6-4-5）、左近谷川（Ⅰ-2-6-4-6）、中谷川（Ⅰ-2-6-4-7）、ヤシキ川（Ⅰ-2-6-4-8）、南田川（Ⅰ-2-6-4-9）、下峠川（Ⅰ-2-6-4-10）、奥山川（Ⅰ-2-6-4-11）、小矢谷川（Ⅰ-2-6-4-12）、宮の奥川（Ⅰ-2-6-4-13）、高江川（Ⅰ-2-6-4-14）、浪花川（Ⅰ-2-6-4-15）、海士谷川（Ⅰ-2-6-4-16）、西海士谷川（Ⅰ-2-6-4-17）、山湯山川（Ⅰ-2-6-4-18）、清内谷川（Ⅰ-2-6-4-19）、屋敷川（Ⅱ-3-4-4-1）、久志羅上谷川（Ⅱ-2-6-4-2）、滝前川（Ⅱ-2-6-4-3）

### (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

### 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

### (3) 土砂災害警戒区域の名称

岩戸地区（Ⅰ-205）、岩戸B地区（Ⅰ-206）、細川地区（Ⅰ-208）、青崎地区（Ⅰ-209）、駅前地区（Ⅰ-210）、屋敷地区（Ⅰ-211）、徳本地区（Ⅰ-212）、堂ノ前地区（Ⅰ-213）、蔵見地区（Ⅰ-214）、中蔵見地区（Ⅰ-215）、上前田地区（Ⅰ-217）、久志羅地区（Ⅰ-218）、屋敷松合地区（Ⅰ-219）、下左近地区（Ⅰ-220）、上左近地区（Ⅰ-221）、片手地区（Ⅰ-222）、喜多田地区（Ⅰ-223）、矢谷村地区（Ⅰ-224）、岡ノ谷地区（Ⅰ-225）、下屋敷地区（Ⅰ-226）、流山地区（Ⅰ-227）、県屋敷地区（Ⅰ-228）、宮ノ前地区（Ⅰ-229）、延屋敷地区（Ⅰ-230）、山土居地区（Ⅰ-231）、東岡土居地区（Ⅰ-232）、浜湯山地区（Ⅰ-233）、池淵地区（Ⅰ-234）、細川B地区（Ⅰ-1238）、浜湯山B地区（Ⅰ-1239）、湯山地区（Ⅰ-1240）、浪花地区（Ⅰ-1241）、八重原地区（Ⅰ-1242）、中地区（Ⅰ-1243）、左近地区（Ⅰ-1244）、蔵見B地区（Ⅰ-1245）、海士地区（Ⅱ-2140）、海士B地区（Ⅱ-2141）、浜湯山C地区（Ⅱ-2142）、湯山B地区（Ⅱ-2143）、湯山C地区（Ⅱ-2144）、湯山D地区（Ⅱ-2145）、箭溪地区（Ⅱ-2146）、箭溪B地区（Ⅱ-2147）、八重原B地区（Ⅱ-2148）、八重原C地区（Ⅱ-2149）、八重原D地区（Ⅱ-2150）、八重原E地区（Ⅱ-2151）、中B地区（Ⅱ-2152）、上野地区（Ⅱ-2153）、上野B地区（Ⅱ-2154）、上野C地区（Ⅱ-2155）、清内谷地区（Ⅱ-2156）、清内谷B地区（Ⅱ-2157）

### (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）